

# 仕様書

## 1 業務の名称

グルメコンテンツ整備業務

## 2 目的

じゃらん宿泊旅行調査 2021 報告書の都道府県魅力度ランキングの10項目のテーマの中で、宮城県が10位以内のランキング入りは、4位の「地元ならではのおいしい食べ物が多かった」、8位の「魅力のある特産品や土産物が多かった」及び総合満足度10位である。一方で、選んだ理由別都道府県ランキングにおいては、「そこならではの食・特産品に興味があったから」の理由で、10以内にランキングされない内容であることから、グルメの発信力が弱いものと推察される。また、DBJ・JTBF アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査（第2回 新型コロナ影響度 特別調査）報告書の日本の競争力（観光地として魅力に関する項目）において、東アジア・東南アジア・欧米・オーストラリアの居住者、全てにおいて「食事」の評価が高い内容であった。

以上のとおりグルメコンテンツを活用した情報発信については、本県への宿泊観光客の誘致促進において効果的であると考えられることから、本県への旅行の動機付けを図るため、人気が高い本県のごグルメ及び効果的な情報発信手法について整理した上で各種媒体によりグルメコンテンツを整備する。なお、整備するグルメコンテンツの内容については令和4年度に発信予定であるもの。

## 3 業務の概要

### (1) 各グルメコンテンツ専用ウェブの作成

各地域の代表的または話題のごグルメについて、カテゴリを整理し特徴を捉えて紹介する。なお、レポート動画及びSNS活用による一般ユーザーによるグルメ情報の発信と連携し、具体的に個別のごグルメを発信するコンテンツとする。

### (2) 各グルメをテーマにするグルメレポート動画の整備

動画レポートに実績がある人材起用によるグルメレポート動画を作成する。動画の内容については、臨場感があり視聴者の共感が得られるものに仕上げる。また、グルメコンテンツウェブに誘導する内容とする。

## 4 グルメコンテンツ専用ウェブの仕様

### (1) 構成

- ・ランニングページ（主なグルメの概要、動画の埋め込み、SNSへ誘導）
- ・各グルメカテゴリの紹介ページ
- ・各グルメメニューの紹介ページ
- ・SNS活用による個別のごグルメ情報の紹介ページ

※ グルメカテゴリとグルメメニューの区分は、例えば、「フカヒレ」を使った料理の中で、「フカヒレ料理」がグルメカテゴリであり、「フカヒレ姿煮」、「フカヒレ丼」、「フカヒレラーメン」等がグルメメニューとする。

※ ランディングページ・各グルメカテゴリの紹介ページは当連盟ホームページ「宮城まるごと探訪」ドメインの下層フォルダに設置するもの。また、各グルメメニューの紹介ページは、同ホー

ムページのCMSを活用するものであり、写真及び指定するCSVデータとして整備し提出する。

(2) 紹介するグルメカテゴリ・メニューの数量・紹介内容

企画提案に基づく数量を原則とするが、グルメカテゴリとグルメメニューを併せて延べ45以上とする。各グルメについては、写真4点及びグルメが誕生したストーリー・背景等を説明するとともに、人気が高い、注目される等の選りすぐりの魅力であるグルメであることを紹介する。

(3) SNSを活用した情報発信手法の提案に基づく業務について

具体的な個別のグルメ情報を紹介するため、グルメコンテンツ専用ウェブと連携し、SNSを活用した効果的な手法の提案について発注者が認めた業務とする。例えば、インスタグラムユーザーの投稿情報を活用した発信手法など

(4) データの納品

ランディングページ等のフォルダー式及びCMS用の指定写真・テキストデータを納品する。また、指定サイズのリンクバナー3種類を作成、納品する。

(5) データの種類・形式等について

ランディングページ、各グルメの紹介ページ及びSNS活用ページの追加・更新等の作業については次年度以降、事務局で行うことを想定することから、web言語は特に専門技術を使わず、html等の基本言語を原則とするもの。なお、各ページの追加・更新等に係るマニュアルを作成する。

## 5 グルメレポート動画の仕様

(1) 本編動画の本数 5本 1本あたり20分程度

(2) 短編動画の本数 5本 1本あたり30秒 ※本編動画の短縮版

(3) 本編動画ダイジェスト版 1本 5分程度

(4) BGMは無期限使用及び著作権などに留意し、選曲及び編集すること。

(5) 動画5本の概要

5本の動画シリーズで県内のグルメをレポーターが紹介する動画とする。動画の公開については次年度（令和4年4月以降）に行うことから、通年で提供するグルメを紹介するもの。なお、紹介内容については、生産シーン等のグルメの素材の価値等も併せて紹介し、ご当地ならではのグルメであることを伝えるものとする。また、効果的に動画を配信するため配信時期を提案する。なお、1本の動画において複数のグルメ紹介は可能であり、5本シリーズによる本県のグルメ総集編的なものを求めるもの。

(6) 映像撮影について

① 観光素材の撮影をするにあたり、関係する施設、団体等と調整する。

② 撮影にあたっては、観光素材のみの撮影ではなくストーリー性のあるものとする。

③ 人物等を使用して撮影した映像について、対象者とモデルリリースを取り交わし、当連盟が成果物及び映像素材について二次使用等を行うことを自由にすることが出来るようにす。

④ 建造物やアート作品が写っている映像について、権利者とプロパティリリースを取り交わし、当連盟が成果物及び映像素材について二次使用等を行うことを自由にすることが出来るようにする。

⑤ 法令、条例等を遵守し、必要であればその手続きを行い、撮影を行う。

⑥ 映像の画質はフルHDとす。

(7) 納入物は次の形式で納品する。

- ① ウェブサイト掲載用データ
  - ア 保存媒体 外付けHDD又はDVD等
  - イ ファイル形式は Youtube 等にそのまま掲載可能な形式(形態)とする。
- ② 編集前の映像素材
  - 映像コンテンツに使用した編集前の映像
- ③ 保存媒体 外付けHDD又はDVD等
- ④ (公社)宮城県観光連盟事務局にて編集可能なデータ形式とする。
- ⑤ モデルリリース及びプロパティリリース
  - 原本を映像ごとに整理し、ファイリングの上、提出すること。
- ⑥ その他
  - ア 電子媒体の提出に当たっては、ウィルスの混入等に十分に注意する。
  - イ 外付けHDD又はDVD等は高品質かつ保存に適した高耐久のものを使用すること。

## 6 自由提案

上記業務のほか、受託者による独自提案を受け、委託者が認めた業務

## 7 納入場所

公益社団法人 宮城県観光連盟事務局

## 8 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

## 9 実施計画書及び実施報告書

- (1) 本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で業務を実施するものとする。実施計画書には業務の実施方法、業務工程表及び従事者の氏名を記載すること。
- (2) 本業務の完了後、速やかに実施報告書を作成するものとする。実施報告書については、本業務の執行過程や経過が明確となるように取りまとめること。

## 10 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 成果の帰属
  - 成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、発注者に帰属する。
- (2) 秘密の保持
  - 受注者は、本業務により知り得た情報を業務中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはいけない。

## 11 著作権等

- (1) 受注者は、成果物及び成果物に使用した映像についての著作権を全て発注者に譲渡する。自己の有する著作者人格権は行使しない。
- (2) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応

し、発注者は責任を負わない。

## 1 2 その他

- (1) 整備に係る映像素材等については受託者が取材等を行い手配する。
- (2) 本業務において、謝礼や交通費、入場料等の一切の経費については、受注者において、全ての手続きを行い、その経費を負担する。
- (3) 受注者は、本仕様に疑義が生じたとき、又は仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。